

答 申 第 1 0 7 号  
( 諮 問 第 1 0 9 号 )

令和 5 年 ( 2023 年 ) 2 月 10 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 嘉 藤 亮

令和 3 年 ( 2021 年 ) 8 月 31 日付け鎌総第 1563 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

## 1 審査会の結論

令和2年（2020年）12月14日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「旅行命令申請 日程 令和元年9月26日 用務先（所在地）用務内容 神奈川県庁ヘルスケアニューフロンティア本部室 スマートシティ打合せのため。出席者、〇〇部長 上記で打合せした内容がわかる資料、記録類の一切の文書」について、実施機関鎌倉市長が令和3年（2021年）1月15日付けで行った行政文書一部公開決定処分は、妥当である。

## 2 審査請求の主張の要旨

### (1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

#### ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和2年（2020年）12月14日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「旅行命令申請 日程 令和元年9月26日 用務先（所在地）用務内容 神奈川県庁ヘルスケアニューフロンティア本部室 スマートシティ打合せのため。出席者、〇〇部長 上記で打合せした内容がわかる資料、記録類の一切の文書」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### イ 本件処分について

実施機関は、令和3年1月15日付けで行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和3年（2021年）5月21日付けで審査請求を行った。

### (2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

### (3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和3年（2021年）5月21日付けで提出した審査請求書、同年6月30日付けで提出した反論書及び令和4年（2022年）8月19日付けで提出した意見書における主張を総合すると、

審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 実施機関により本件処分で公開された文書はスーパーシティアイデア公募に係るヒアリング等の文書であり、本件請求で請求したスマートシティに関する文書ではないことから、不当である。

イ スマートシティ関係打合せの内容が分かる資料、記録類の一切の文書を請求したものであるにもかかわらず、スマートシティに関する文書を公開しないのは不当である。

### 3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

令和3年（2021年）6月11日付けで提出された弁明書、同年7月21日付けで提出された再弁明書及び令和4年（2022年）9月5日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 神奈川県との意見交換に関する情報は、審議等の手続の途上において取得した情報であって、公開することにより、不正確な理解や誤解を与えるおそれがあることに加え、政策形成への影響に関する情報及び内部での検討課題として検討された事項に関する情報であり、公開することにより自由かつ率直な意見交換を妨げるおそれがあることから、条例第6条第3号に該当する。
- (2) スーパーシティとは国が進める事業を指しており、本市のスマートシティ推進事業を加速するために、スーパーシティへの応募を検討してきた。従って、スーパーシティへの応募をスマートシティ推進事業の一環として位置付けている。
- (3) 本件請求の内容に該当する行政文書は、一部公開決定をした令和元年9月26日の神奈川県と鎌倉市による打合せの議事録（以下「本件文書」という。）以外に存在しない。
- (4) 以上のことから、実施機関が「スマートシティ打合せ」の公開請求に対し、本件文書の一部公開決定を行ったことは妥当である。

### 4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書並びに実施機関からの弁明書、再弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づ

き、次のように判断した。

(1) 本件請求について

本件請求対象文書は、神奈川県庁ヘルスケアニューフロンティア本部室において行われたスマートシティに関する打合せについて、内容がわかる資料、記録類の一切の文書である。

実施機関は、本件処分において、本件文書を対象文書として特定し、条例第6条第3号に該当するとして一部公開決定を行っているが、一部公開された文書に係る同号の該当性及び非公開の範囲については、審査請求人はこれを争わない。そこで当審査会は、本件処分時における該当文書の特定について、以下検討する。

(2) 文書の特定について

ア 審査請求人は、神奈川県庁ヘルスケアニューフロンティア本部室において行われたスマートシティに関する打合せについて、内容がわかる資料、記録類の一切の文書を公開請求したのにもかかわらず、本件文書はスーパーシティアイデア公募に係るヒアリング等の文書であり、スマートシティに関する文書が公開されていないのは不当であると主張している。

イ 当審査会が職権により調査したところによれば、スマートシティとは、自治体や民間事業者が中心となって、特定地域においてデータやテクノロジーを活用し、官民が提供するサービスの個別化・効率化を進め、持続可能な都市経営の構築を図るプロジェクトの総称である。他方、スーパーシティとは、国が進めるスーパーシティ型国家戦略特別区域を指すものであって、これは、現行法令では実装できない最先端技術をいち早くまちづくりに実装させ、最先端のスマートシティを形成するプロジェクトである。そして、鎌倉市においては、持続可能なまち又は共生社会の実現のため市独自の施策として、スマートシティの推進に取り組んでいる。

ウ 実施機関の説明したところによれば、鎌倉市はスマートシティ推進事業を加速させるためにスーパーシティへの応募を検討してきたことから、スーパーシティへの応募は市独自の施策であるスマートシティ推進事業の一環であるとする。

このことから、スマートシティに関する打合せに係る公開請求に対しスーパーシティアイデア公募に係るヒアリングについ

- ての文書を公開したことは妥当であるとのことであった。
- エ これら実施機関の説明に不自然、不合理な点は見当たらず、その他対象となる行政文書が存在しないとする実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠も認められない。
- ウ したがって、本件文書以外に本件請求対象文書は存在しないとした実施機関の判断は妥当である。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
R 2 / 1 2 / 1 4	行政文書公開請求書が提出される
3 / 1 / 1 5	行政文書一部公開決定通知書
5 / 2 1	審査請求書が提出される（処分庁：政策創造課 審査庁：総務課）
6 / 1 1	処分庁が審査庁に弁明書を提出
6 / 3 0	審査請求人が審査庁に反論書を提出
7 / 2 1	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
8 / 2	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
8 / 3 1	審査会に諮問
4 / 8 / 1 9	審査請求人が審査会に意見書を提出
9 / 5	第 138 回審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
1 0 / 6	第 139 回審査会で審議
1 1 / 7	第 140 回審査会で審議
1 2 / 9	第 141 回審査会で審議
5 / 1 / 2 5	第 142 回審査会で審議
2 / 1 0	答申（第 107 号）